

持続的酪農経営支援事業におけるデントコーン・ソルガム  
の化学肥料及び農薬の使用量削減について

平成 25 年 5 月 23 日  
長野県農政部園芸畜産課

「持続的酪農経営支援事業実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生畜第 2423 号農林水産省事務次官依命通知)」の別表 1 の「環境負荷軽減に配慮したデントコーン・ソルガムの生産」の取組に係る地域の慣行基準に基づく化学肥料又は農薬の削減方法については以下のとおりとする。

第 1 地域の慣行基準については、県の定める「長野県における当該農作物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量(以下「地域慣行基準」)」とする。

第 2 化学肥料及び農薬の使用量の削減については、地域慣行基準から 3 割程度以上の削減のため、以下のとおりとする。

(1)飼料用トウモロコシ

農薬の使用量については、農薬使用回数(延べ有効成分回数)を 3 回から 2 回とする(種子消毒に使用した殺菌剤については、1 剤につき 1 回までは使用回数に含めないものとする)。

化学肥料の使用量については、窒素成分量を 12kg/10a から 8kg/10a とする。

(2)ソルガム

農薬の使用量については、農薬使用回数(延べ有効成分回数)を 2 回から 1 回とする(種子消毒に使用した殺菌剤については、1 剤につき 1 回までは使用回数に含めないものとする)。

化学肥料の使用量については、窒素成分量 12kg/10a から 8kg/10a とする。